

■ 充電用コンセントを設置する土地が借地の場合（土地の利用に関する許諾書）

2026/3/31

申請者が設置場所の所有者でない場合、設置場所の土地の利用に関する許諾および充電用コンセントの保有義務期間（5年）以上において、設置することの許諾を土地所有者から得る必要があります。
土地の利用に関する許諾を証する書類をアップロードし、提出してください。

【許諾書フォーム 記入例】

充電用コンセント設置に関する許諾書	
①	〇〇 〇〇 殿
③	物件所在地 〇〇県〇〇市〇-〇-〇
	使用目的 充電用コンセント設置のため
④	私所有の上記土地に、充電用コンセントを設置することを許諾いたします。
⑤	なお、その期間は設置後5年以上といたします。
⑥	202 年〇〇月〇〇日
	土地所有者
②	住所 〇〇県〇〇市〇-〇-〇
	氏名 〇〇 〇〇
	特約事項

【確認事項】下記の①～⑥が確認できる必要があります。

- ① 賃借人
・賃借人名の記載
- ② 賃貸人
・賃貸人名の記載
- ③ 設置場所住所
・申請で入力した設置場所住所であることの記載
- ④ 許諾
・充電用コンセント設置を許諾していることの記載
- ⑤ 期間
・充電用コンセントの設置完了から保有義務期間（5年）以上、許諾していることが確認できる期間の記載
- ⑥ 作成日
・作成日の記載

◆ 許諾書の提出について

書式の指定はありませんが、必要事項の記載漏れなどの不備を防ぐため、以下のフォームの利用を推奨します。

[ダウンロード](#)

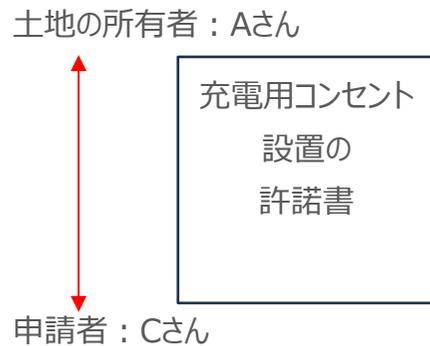
■ 充電用コンセントを設置する土地が借地の場合（転貸借の場合）

2026/3/31

- ・借地に充電用コンセントを設置する場合は、交付申請時までには土地所有者の許諾を得ていることが必須となります。
- ・土地の契約関係が転貸借の場合の許諾書について、申請者は土地の所有者から許諾書を得る必要があります。
ただ、契約関係にない申請者が土地所有者から許諾書が取得できない場合には以下のように許諾書を得る必要があります。

<通常>

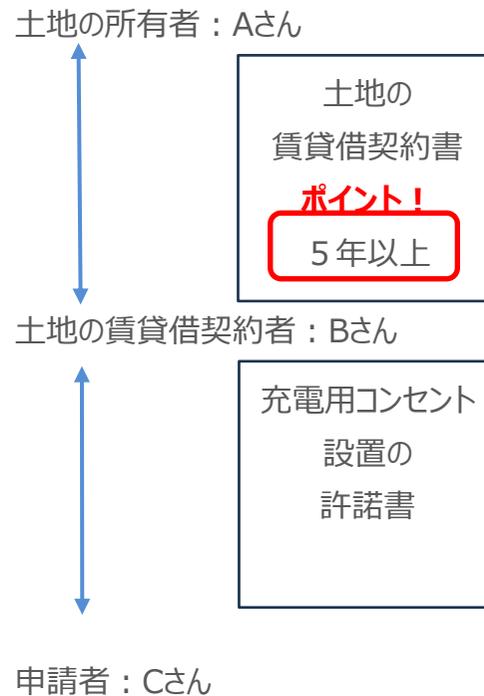
AさんがCさんに対して充電用コンセント設置を5年間許諾することを証する書類を提出



<ケース1>

AさんとBさんの土地の賃貸借契約書に設置後5年以上の契約期間が確認できる場合

- AさんとBさんの賃貸借契約書
- BさんからCさん宛ての許諾書



<ケース2>

AさんとBさんの土地の賃貸借契約書に設置後5年以上の契約期間が確認できない場合

- AさんからBさん宛ての許諾書
- BさんからCさん宛ての許諾書

